

2 審議事項（2）保有個人情報開示請求の電子申請について

発言者	発言要旨
会 長	審議事項の2つ目「保有個人情報開示請求の電子申請について」事務局に説明を求める。
事 務 局	この度の諮問は、令和5年4月1日以降導入を予定している、「スマート申請」を活用した保有個人情報開示請求の電子化について、意見を伺うものである。制度の内容について、引き続き事務局より説明させていただく。
事 務 局	・「保有個人情報開示請求の電子申請について」の説明。
会 長	何か質問はあるか。
委 員	スマート申請の事業者が選ばれた経緯等があれば知りたい。
情報政策課	提案型プロポーザルにおいて決定している。
委 員	競合他社が今後増えることが想定されるが、その他の事業者からの提案等も今後ありうるのか。
情報政策課	ありうると考える。例えば、当市で既に導入しているLOGOフォームを運営する事業者も競合他社にあたる。ただし、国の基準を満たすシステムを保有するという観点から、他社には追従が難しい面もあるのではないかと思料する。
副 会 長	開示請求について代理人と請求人の利益相反が起きる可能性があるが、この点の検討は行ったか。
事 務 局	スマート申請については代理人によることなく、本人が申請できる方法を増やすことを目的としているので、本人からの請求のみとする予定である。
副 会 長	なりすまし等がありうるのではないか。
事 務 局	暗証番号等は本人のみが知りうる情報であると考えているが、より安全性を高めるため、電話等で本人の意思を確認する運用を想定している。
委 員	パソコンから申請することも可能か。
事 務 局	マイナンバーカードを読み込むカードリーダーがあれば可能である。
委 員	暗証番号を間違えた際のロック機能等はあるのか。
情報政策課	3回間違えるとロックがかかるシステムになっている。ロックがかかると来庁して解除する必要がある。
委 員	市は開示請求決定通知書を発送してから、開示文書をアップロードすることとなる。請求者は決定通知書の到着後、それをダウンロードすることとなる。このアップロードから決定通知書の到着までに一定期間のタイムラグが発生するという理解でよいか。

事務局	市が開示文書をアップロードすると請求者のメールアドレスに通知されるため、タイムラグは発生しないと考える。
会長	他に意見がなければ審議事項についての可否を取る。諮問事項については承認することでよいか。
委員	(異議なし)
会長	この諮問に対する答申については、審議・検討すべきことは終了し、答申の作成のためだけに次回の審議会を開く必要性が低いことから、この場で答申についても審議したいと考えるがいかがか。
委員	(異議なし)
会長	では、事務局で答申に関する資料の準備はあるか。
事務局	たたき台として資料を用意したので配布させていただく。 (答申に関する資料を配付し、資料に基づき答申案について説明する)
会長	何か意見はあるか。
委員	電磁的記録を開示できる場合についての条件が判読しづらい。
会長	他に何か意見はあるか。
委員	・条件の記載についての意見を出し合う。
会長	それでは、この答申案について、事務局、会長、副会長に文言の修正を一任いただき、皆様にその後郵送させていただき確認をしていただく。確認後の答申案をもって市長に答申を行うことでよいか。
委員	(異議なし)
会長	それでは、そのように決定させていただく。